

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年11月30日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町条例第19号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年柴田町条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額(その者が受けるべき基準日における議員報酬の月額(第2条第5項本文の規定により議員報酬を減額している者については、減額後の議員報酬の月額)にその額に100分の15を乗じて得た額を加えた額とし、その期末手当基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額(その者が受けるべき基準日における議員報酬の月額(第2条第5項本文の規定により議員報酬を減額している者については、減額後の議員報酬の月額)にその額に100分の15を乗じて得た額を加えた額とし、その期末手当基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)</p>

第2条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額(その者が受けるべき基準日における議員報酬の月額(第2条第5項本文の規定により議員報酬を減額している者については、減額後の議員報酬の月</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額(その者が受けるべき基準日における議員報酬の月額(第2条第5項本文の規定により議員報酬を減額している者については、減額後の議員報酬の月</p>

額)にその額に100分の15を乗じて得た額を加えた額とし、その期末手当基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 (略)

額)にその額に100分の15を乗じて得た額を加えた額とし、その期末手当基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 (略)

#### 附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。